

Tax Simplification Package の公表

July 2026

In brief

2026 年 6 月 24 日、欧州委員会は、直接税のオムニバス法案と行政協力指令(DAC)のリキャスト法案からなる Tax Simplification Package を公表しました。

これは、租税回避等の保護に対する水準を確保しつつも EU の税制規則を簡素化、そして企業のコンプライアンス負担を軽減し、単一市場の競争力を強化することを目的としています。

本 Newsflash では、両指令案の概要についてご紹介します。

In detail

1. 直接税のオムニバス法案

a. 親子会社間配当指令 (PSD)、関係会社間利子・ロイヤリティ指令(IRD)

現行の制度においては、親子会社間配当については 10%、および関係会社間利子・ロイヤリティについては 25%と、いずれも最低持分要件が規定されています。本改正案では、EU 域内における配当、利子、およびロイヤリティについて、現行の最低持分要件が撤廃される予定であり、その他の適用要件を満たす限り、持分比率にかかわらず指令上の源泉税免除を受けることが可能となります。

加えて、加盟国の上記の両指令に基づく適格性の事前審査が禁止されることが見込まれています。これにより、ドイツにおいては、国内法における適格性の事前審査手段であった免税証明書(所得税法(EStG)第 50c 条第 2 項)が廃止されることが想定されます。その代わりに、適格性は、基本的に納税者や税理士が判断し、連邦税務局(BZSt)が証明書を発行する必要はなくなります。ただし、この草案では、少なくとも事後的に税務当局による適格性の再審査が可能となっています。

さらに、親子会社間配当指令では、還付手続きの期限が初めて規定されることになり、申請期限は少なくとも配当支払日から 2 年間となる予定です。申請後 1 年以内に還付が行われない場合、還付額には利息が付されます。これにより、関係会社間利子・ロイヤリティ指令の既存の規定との整合性が図られることとなります。

利子およびロイヤリティの支払いに対する二重非課税の防止措置として、第三国に所在する受取人の所得が名目上 0%の課税、あるいは全く課税されない場合、今後は「最低課税ルール (Subject to Tax Rule)」が適用されることとなります。ただし、受取人が国内補足税(QDMTT)の対象である場合、または Pillar 2 の対象となる多国籍企業グループに属する場合は、この例外から除外されます。後者については、当該企業グループの UPE が Side-by-Side Safe Harbour が適用される国(現時点では米国のみ)に所在する場合、例外が設けられています。

配当に関連した事業経費に対する損金不算入措置について、EU 加盟国は引き続き、持分比率が 10% 以上である場合に限り適用することができます。

b. 租税回避防止指令 (ATAD)

i. 研究開発 (R&D) 支援の導入

研究開発に対する税制上の優遇措置が導入される予定です。対象となるのは、少なくとも最初の 3 年間は研究開発にのみ使用される、減価償却可能な有形固定資産への投資です。この減価償却期間の開始は、優遇措置が初めて適用された課税年度の終了から遅くとも 1 年後となります。利用要件に違反した場合、その違反が不可抗力によるものでない限り、控除の否認または事後の加算が行われます。

納税者は、投資費用をその発生した課税年度で申告するか、あるいはその後の 4 年間の課税期間にわたって分割して申告するかを選択することができます。しかしながら、他に代替措置が存在する場合、または適用された場合、かつ、これらの国内措置が助成対象となる支出をより有利に扱っていることが証明された場合、この助成措置の導入は見送られることがあります。ただし、無形資産が対象外とされているため、この助成措置の適用範囲は実質的に大幅に制限されているものと考えられます。

また、既に建設された建物、設備、または機械に帰属しない土地の取得原価も、助成対象外となるとともに、住宅用建物についても制限が設けられています。

ii. 利子控除制限のさらなる改訂

銀行などの企業グループに属さない企業から提供された融資に関連する利子費用の控除制限について、例外が設けられる予定となっています。その前提条件は、当該融資が自社の事業運営に利用され、特に他の関連企業の資金調達(自己資本または借入資本)に充てられていないことです。

これまで、租税回避防止指令(ATAD)では最大 300 万ユーロの控除額を規定しており、ドイツの利子制限規定においても 300 万ユーロの控除限度額が設けられています。これに関して、EU 加盟国は将来的には(2032 年 1 月 1 日以降)、300 万ユーロの非課税枠を設けることが義務付けられ、更には年次インフレ率に応じて非課税額が調整されることになります。これが実施されれば、ドイツでも年次インフレ率に応じた調整に関して更なる制度の改正が必要となります。

また、EBITDA が一年間で 50% 以上減少した場合、当該年度において利子制限は適用除外となります。

iii. CFC ルール

CFC ルールについて、Pillar 2 の導入に伴い一部制度が重複していると考えられているため、草案では、一定の条件を満たす Pillar 2 適用グループは、CFC 税制から除外される予定となっています。これは、Side-by-Side Safe Harbour が適用される場合でも、適格国内補足税(QDMTT)が適用できる場合等には同様の扱いとなります。

さらに、EU の財務諸表指令の定義に基づく中小企業(SME)については、CFC ルールから完全に免除される計画となっています。

iv. ハイブリッドミスマッチ

ハイブリッドミスマッチルールのうち、輸入ミスマッチルールに関する規定を削除することが予定されています。

c. クロスボーダー組織再編税法指令 (TMD)

本改正は税法上の枠組みを EU 会社法指令 (特にモビリティ指令) の規制範囲との整合性を図ることを目的としています。これにより、簡易合併 (simplified merger) および分割 (division by separation) が新たに TMD の適用対象となるほか、国境を越えた組織形態変更 (cross-border change of legal form / cross-border conversion) についても TMD の適用対象に含まれることとなります。これにより、会社法上認められるクロスボーダー再編と税法上の組織再編との間の不整合の解消が図られる予定です。

d. 税務紛争解決メカニズム指令 (DRM)

本指令の改正は、紛争解決メカニズムに対する手続きとアクセスの簡素化と迅速化を目的としています。

将来的には、影響を受ける者のうち一人が他の関係者を代表して申し立てることができるようになります。また、現行の同時申立要件は廃止され、各関係者は所定の 30 日以内に必要の異議申立てを行う仕組みに改められます。

申立ての受理段階において当局間で合意が得られない場合には、期限満了前に当局からの通知により、早期に次の手続き段階へ移行することが可能となります。

紛争解決指令において初めて却下事由が包括的に規定されます。これには、

- 新しい期限内において EU 加盟国間で提出情報に不備あるいは相違がある場合、
- 争点となる事項が不足する場合、
- 期限を超過して申立てをした場合、あるいは
- 適切な言語要件を満たしていない場合

が含まれます。不備については 30 日以内の是正が認められます。

他の進行中の紛争解決手続は、DRM に基づく苦情申立ての提出により一時停止され、並行する手続や納税者に対する「保護の空白」を回避するため、当該手続きの最終的な取り扱いは当該苦情申立ての受理可否が確定した後に整理されます。

e. 源泉徴収超過税額の迅速かつ安全な軽減に関する指令 (FASTER)

IRD および PSD の免除が源泉税軽減および迅速還付手続きを利用できるようになる予定です。

2. DAC リキャスト法案

a. DAC6 - クロスボーダーアレンジメントの報告

i. Pillar 2 対象となる企業に対する例外規定

Pillar 2 の適用対象となる MNE グループ内のアレンジメントについては、一定の場合を除き、DAC6 に基づく報告義務の対象外とすることが提案されています。ただし、

- グループの最終親会社 (UPE) が Side-by-Side Safe Harbour の対象国 (現時点では米国) に所在する場合
- 関連する低課税子会社所在国において QDMTT が適用されない場合
- QDMTT に関連して還付その他の財政的利益が付与される場合

などの場合にはこの例外は適用されない予定です。

これは、Pillar 2 適用グループについては 15% の最低課税制度および Pillar 2 報告制度により十分な透明性が確保され、DAC6 が本来対象としていたアグレッシブなタックスプランニングの誘因が大幅に低減しているとの考えに基づくものです。

ii. ホールマークの部分的な変更

一般的なホールマークであるカテゴリー A は、税務当局にとってほとんど有用性がなく、報告レベルにばらつきが生じていることが判明したため、削除される予定です。

また、カテゴリーC1における非協力的税務管轄区域に関する判定基準については、OECDリストへの参照が削除され、EUリストのみが参照される予定です。

さらに、Main Benefit Test (MBT) の解釈ガイダンスの整備も予定されています。

iii. 利用者の定義の変更

これまで、クロスボーダーアレンジメントの利用者とは、以下のいずれかに該当する自然人、法人、団体、または財団などの財産集合体とみなされていました。

- 1) 当該クロスボーダーアレンジメントの実施のために提供されている者、
- 2) その実施に同意している者、または
- 3) その実施に向けた具体的な第一段階を行った者

上記の 1 および 2 は削除され、今後は 3 のみが考慮されることが予定されています。

iv. 申告期限の延長および期限の起算事由の変更

申告期限を 30 日から 90 日に延長することが予定されています。

利用者の定義の変更案(上記参照)は、期限の起算に関する規定にも影響を及ぼすことになり、今後の申告期限の起算日は、クロスボーダーアレンジメントの最初の実施行為がいつ行われたかのみによって決定されることになります。この「最初の実施行為」とは、アレンジメントを実際に実行する意思を具現化し、その実行が法的拘束力のある又は事実上不可逆なものとする客観的かつ検証可能な行為であることを意味し、例えば関連契約の締結がその典型例として挙げられています。

v. 報告対象情報の変更

DAC6 報告において報告すべき情報について、一部変更が行われる予定です。具体的には、今後は、DAC6 報告において記載すべき実施時期に関する情報について、従来の複数のトリガー事由から変更され、アレンジメントの最初の実施行為の日付のみの報告となります。さらには、EU 加盟国だけでなく、報告義務の対象となるクロスボーダーアレンジメントの影響を受ける可能性のある第三国も記載する必要があります。

vi. 法的守秘義務 (Legal Professional Privilege) に関する例外の変更

欧州司法裁判所 (ECJ) の判例を反映し、報告義務の免除に関する守秘特権は、弁護士(および法的代理権を有する同等の専門家)にのみ適用されることが明確化されました。免除対象となる弁護士は、他の(委任を受けていない)中間者に通知する義務はなくなりましたが、依頼人に対し、依頼人自身の報告義務を直ちに通知する義務を負っています。その他の専門職にはこの免除は適用されず、他の中間者および利用者に対し、その報告義務を直ちに通知する義務があります。

b. **DAC7 – デジタルプラットフォームの報告基準**

物品販売を行うプラットフォーム利用者について、現行 DAC7 における報告除外要件の一つである「年間 30 件未満の取引」という取引件数基準が撤廃されます。

金額基準は、税務上のリスクを伴わない軽微な事例を排除するため、現在の 2,000 ユーロから 3,000 ユーロに引き上げられます。

c. **DAC4/DAC9 - CbCR およびトップアップ税申告に関する Notification の簡素化**

国別報告 (DAC4) およびトップアップ税情報申告 (DAC9) について、通知義務の重複を解消するため、単一の通知 (Single Notification) 制度の導入が提案されています。

また、両制度について通知期限を統一するとともに、共通の通知様式を使用することにより、企業グループの事務負担を軽減することが予定されています。

d. その他

EU 共通の TIN (Taxpayer Identification Number) オンライン検証システムの導入が計画されています。当該システムは税務当局による利用を義務化し、報告義務のある金融機関、プラットフォーム事業者その他の報告義務者については任意利用を可能とすることが想定されており、これにより、TIN 情報の品質向上、自動照合の精度向上および手作業によるエラー修正の削減が期待されています。

また、DAC1 に基づく自動的情報交換 (Automatic Exchange of Information) の対象カテゴリーから、「生命保険商品 (life insurance products)」が削除される予定となっています。一方で、残る 6 つの所得・資産カテゴリーについては、各 EU 加盟国において当該情報が利用可能である限り、自動的に情報交換を行うことが義務化されています。

3. 予定されている今後のスケジュール

当該法案は、2026 年 6 月 24 日に欧州委員会より公表された指令案であり、今後、欧州議会への諮問および欧州理事会における審議・採択手続が予定されています。欧州理事会ではすべての EU 加盟国による全会一致の承認が必要であるため、立法過程において重要な修正が行われる可能性があり、最終的なタイムラインが変更される可能性があります。

提案では、目安となる日付が示されており、EU 加盟国は 2028 年 12 月 31 日までに指令を国内法に移行し、2029 年 1 月 1 日から適用する予定となっています。

ただし、一部の措置については長期の経過措置が予定されており、具体的には利子・ロイヤリティ指令および親子会社指令の変更の一部については 2037 年 1 月 1 日から、および義務的な 300 万ユーロのセーフハーバーに関する ATAD 利子制限ルールについては 2032 年 1 月 1 日から導入が義務化される予定となっています。

これらの提案が実際に適用されるまでには一定の期間を要する見込みであるものの、国際的なグループ再編、資金調達、知的財産戦略、源泉税管理、Pillar 2 対応および税務コンプライアンス体制に対して広範な影響を及ぼす可能性があるため、企業としては立法動向を継続的にモニタリングするとともに、既存ストラクチャーや将来の事業計画に対する影響を早期に評価しておくことが重要と考えられます。

4. 参考

- [ドイツ語版 Newsflash](#)
[Tax & Legal Newsflash](#)

Let's talk



Prof. Dr. Uwe Hohage
Partner, Japan Business
Network (JBN) & Markets
Leader EMEA

Georg-Glock-Straße 22
40474 Düsseldorf, Germany
+49 (0)160 90139585
uwe.hohage@pwc.com



Volker Wetzstein
Director, Corporate Tax,
Japan Business Network

Georg-Glock-Straße 22
40474 Düsseldorf, Germany
+49 (0)1511 6148501
volker.wetzstein@pwc.com



Hanna Widera
Director, Corporate Tax,
Japan Business Network

Georg-Glock-Straße 22
40474 Düsseldorf, Germany
+49 (0)1514 3802684
hanna.w.widera@pwc.com



Takayuki Fujii
藤井 隆行
Manager, Corporate Tax,
Japan Business Network
日本国税理士

Georg-Glock-Straße 22
40474 Düsseldorf, Germany
+49 (0)171 4955987
takayuki.b.fujii@pwc.com

Japan Business Network (JBN) について

PwC ドイツの Japan Business Network (JBN) は、監査・税務・法務・M&A・コンサルティングなどのあらゆる分野において、ドイツに進出している日系企業をテラーメイドで支援いたします。組織再編、移転価格、VAT など専門性が求められる分野においても、深い知識と経験を有する日本語を話せるプロフェッショナルと、現地のプロフェッショナルが二人三脚で皆様の成長を支援いたします。

JBN の Website はこちらから: [Japan Business Network \(JBN\)](#)

ドイツ税務&法務アップデートはこちらから: [Japan Business Network \(JBN\) Newsflash](#)

本稿は概略的な内容を紹介する目的で作成されたもので、プロフェッショナルとしてのアドバイスは含まれていません。個別にプロフェッショナルからのアドバイスを受けることなく、本稿の情報を基に判断し行動されないようお願いします。本稿に含まれる情報は正確性または完全性を、(明示的にも暗示的にも) 表明あるいは保証するものではありません。また、本稿に含まれる情報に基づき、意思決定し何らかの行動を起こされたり、起こされなかったことによって発生した結果について、PricewaterhouseCoopers GmbH Wirtschaftsprüfungsgesellschaft、およびメンバーファーム、職員、代理人は、法律によって認められる範囲においていかなる賠償責任、責任、義務も負いません。

© 2026 PwC. All rights reserved. PwC refers to the PwC network and/or one or more of its member firms, each of which is a separate legal entity. Please see www.pwc.com/structure for further details.